

重度心身障害者医療費助成の所得制限について

- 1 所得額の計算の方法は、住民税の課税対象となる所得額から、下記控除額表の控除額を引いた金額で判断します。

控除額表

(単位：円)

控除区分	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者
控除対象配偶者及び扶養親族が障害者	270,000	270,000
控除対象配偶者及び扶養親族が特別障害者	400,000	400,000
所得者本人が障害者		270,000
所得者本人が特別障害者		400,000
所得者本人が寡婦(寡夫)、勤労学生	270,000	270,000
所得者本人が特定の寡婦(寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下)	350,000	350,000
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除	所得税法の規定による控除額	所得税法の規定による控除額
肉用牛の売却による農業所得	税の免除を受けている場合は、当該免除に係る所得額	税の免除を受けている場合は、当該免除に係る所得額
社会保険料相当額	所得税法の規定による控除額	80,000

- 2 1より算出されたそれぞれ(受給資格者本人・配偶者・扶養義務者)の所得額(控除後)が、下記所得制限限度額表にある金額よりも少ない場合は、医療費の助成が受けられます。

所得制限限度額表にある金額よりも多い場合は、その年の8月1日から翌年7月31日までの医療費助成はできません。

なお、所得制限限度額表は、受給者本人と配偶者・扶養義務者で金額が異なり、扶養人数の数に応じて金額が異なります。

所得制限限度額表

(単位：円)

扶養人数	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者
	所得限度額	所得限度額
0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000
6人以上	*1人増すごとに、380,000円を加算する	*1人増すごとに、213,000円を加算する

上記限度額に次の額が加算されます。

【受給資格者本人】

- ・扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上)・・・1人につき10万円
- ・扶養親族等が所得税法に規定する特定扶養親族(16歳以上23歳未満)・・・1人につき25万円

【配偶者・扶養義務者】

- ・扶養親族等が所得税法に規定する老人扶養親族・・・1人につき6万円
扶養人数が2人以上の場合に適用されます。
当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算できる。

平成19年8月1日現在の制度に基づくもので、制度及び税法等の改正がある場合は、上記内容に適さない場合があります。